

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年9月7日

【会社名】 E R Iホールディングス株式会社

【英訳名】 ERI HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増田 明世

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂八丁目5番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 執行役員 人事総務グループ長 松嶋 直美

【最寄りの連絡場所】 東京都港区赤坂八丁目5番26号

【電話番号】 03-5770-1520

【事務連絡者氏名】 執行役員 人事総務グループ長 松嶋 直美

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年8月30日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2【報告内容】

(2) 決議事項の内容

第2号議案 取締役6名選任の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_(下線)を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 決議事項の内容

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、中澤芳樹、増田明世、馬野俊彦、竹之内哲次、山宮慎一郎、菅野寛を選任するものであります。

(訂正後)

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、中澤芳樹、増田明世、馬野俊彦、竹之内哲次、山宮慎一郎、菅野寛を選任するものであります。

第2号議案に対する修正動議

株主より、上記原案に対し、中澤芳樹及び増田明世を候補者から除き、自己を候補者に加え、取締役5名を選任する旨の修正動議が提出された。

(訂正前)

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	55,537	140	0	(注)1	可決 (99.75)
第2号議案 取締役6名選任の件				(注)2	
中澤 芳樹	55,435	242	0		可決 (99.57)
増田 明世	55,407	270	0		(99.52)
馬野 俊彦	55,411	266	0		(99.52)
竹之内 哲次	55,326	351	0		(99.37)
山宮 慎一郎	55,337	340	0		(99.39)
菅野 寛	55,348	319	0		(99.41)
第3号議案 監査役4名選任の件				(注)2	

金澤 秀一	55,422	255	0	可決 (99.54)
大塚 和彦	55,265	412	0	(99.26)
太田 裕士	55,302	375	0	(99.33)
西村 賢	55,484	193	0	(99.65)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	55,537	140	0	(注)1	可決 (99.75)
第2号議案(注)2 取締役6名選任の件				(注)3	
中澤 芳樹	55,435	242	0		可決 (99.57)
増田 明世	55,407	270	0		(99.52)
馬野 俊彦	55,411	266	0		(99.52)
竹之内 哲次	55,326	351	0		(99.37)
山宮 慎一郎	55,337	340	0		(99.39)
菅野 寛	55,348	319	0		(99.41)
第3号議案 監査役4名選任の件				(注)3	
金澤 秀一	55,422	255	0		可決 (99.54)
大塚 和彦	55,265	412	0		(99.26)
太田 裕士	55,302	375	0		(99.33)
西村 賢	55,484	193	0		(99.65)

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 第2号議案については、原案が会社法上適法に可決され、修正動議は成立する余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、修正動議に関する議決権の数は集計していません。  
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。